平成２２年（フ）第３４６２号
北海道千歳市上長都929番地の１
債務者　石川さつき
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４９６号
札幌市西区発寒12条３丁目８番18号　もみじ荘６号、住民票上の住所札幌市西区発寒12条３丁目８番18号　さくら荘
債務者　福園　和光
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５９６号
北海道北広島市希望ヶ丘５丁目１番地17
債務者　田中　美穂
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６１８号
北海道江別市大麻園町23番地　公団９号棟104
債務者　朝長　勝治
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６１９号
札幌市中央区南５条西９丁目1016番地　藤マンション12号
債務者　朝長　芳子
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６５９号
札幌市清田区平岡３条１丁目15番８号　パークヒルハウス７号
債務者　岡本真一郎
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７０３号
札幌市中央区南７条西14丁目２番21―207号
債務者　前羽　廣美
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７２６号
札幌市白石区東札幌２条３丁目５番45号　コーポあかね１階２号
債務者　大竹　邦枝
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７７８号
札幌市白石区平和通９丁目北17番５号　ＡＭＳ平和通207号
債務者　大山　英之
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７８０号
札幌市東区北35条東５丁目１番３号　ウェーブ・ハウス102号
債務者　杉本久美子
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７９６号
札幌市厚別区大谷地東５丁目16番３―601号
債務者　澤田　光子
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８６６号
札幌市東区北51条東７丁目３番71号　ツインプラザＡ―101号
債務者　佐々木拓也
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８６７号
札幌市東区北51条東７丁目３番71号　ツインプラザＡ―101号
債務者　佐々木　瞳
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７号
新潟県三条市島田３丁目７番12号
債務者　佐藤　公男
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１１１号
新潟県燕市花見935番地２　ルミール202号
債務者　長谷川紗恵
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１１２号
新潟県三条市西裏館２丁目４番16号
債務者　五十嵐正行
１　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３０４号
青森県弘前市大字南川端町32番地１　千秋荘８号
債務者　山中　昌子（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成22年12月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
青森地方裁判所弘前支部